考えられます。その理由

の例として

2

売ってお金に換えたい人と、単独で取

してそのまま住み続けたい人がいる。

他の相続人の協

)現実に分割して分けることが難し

相続権の無いはず

0

から

遺

産を渡す

得られない。 - 独名義にしたい

うに迫られている

て残った場合が最もトラブルになりやす

資産」

・建物の不動産のように、「分けら

や「評価が難しい資産」が遺産とし

遺

進まない遺産分 家族間でトラブル発生

まず、 相続

遺産分割とは?

対象となる遺産の評価を確認し、 ように分けるかを相 とを遺産分割と言います。 よくあることです。 亡くなった人の遺産を複数人で分け合うこ が起こり、 割の対象となる財産の範囲が確定したら 人が誰であるかを確定します。 手続きを進めている途中でトラ 遺産分割が進まなくなること 続 人で決めるという流 手続きとしては 遺産をどの

9月28日号

不動産

即金買取

地域の皆様に

名泗コンサルタント 0120-56-9367

【南勢支店】 松阪市小野江町字大町716番地2

本

社

四日市市久保田一丁目5番41号 059-352-7100

実は身近なところで |題発生しています

理

·税金問題

ストレスも

遺

産

相続トラブルと聞くと高額のイメー

的少額でもめるケースが多いようです。 を前提に、 る上ではとても重要です。 場合、 発生 あ りますが、 事前の対策を考えていないまま相 遺産分割協議をするのが良いでし トラブルに発展することがよく 動産などの遺産の分け方につ 実際には1千万円以下の比 円滑な遺産分割を実現 まずは法定相続 少

てくるでしょう。

その場合、

なかな い人も出

分割協議の内容に納得しな

続人間で意見が分かれてしまうと

人同士でもめるのは避けたいところ

続の手続きだけでも大変なのに、

族が亡くなり悲しい気持ちの

、諾サインがもらえず遺産分割

が塩

になって進まないこともあります。

知

が

してまとめておくことで、 張をしないようにするのがポイントです。 話し合いが長引 定します。 で遺産分割に関する話し合いを行うことです /産の分割方法や、 !続人による遺言書が無い場合、 遺 産分割協議とは、 めた内容は お互いの譲歩や過度な自己主 お互い感情的になったりして いてしまい、なかなか解決し 相続人同士で直接話し合 誰が何を相続するかを決 相 「遺産分割協議書」 続が発生した際に 言った言わないな 相続人全員

産分割協議書が必 どのトラブルを未然 となりますので作 に防ぐことが出来ま れのない 続手続きには、 また、 ように 不動産 遺

下さ

に解決していきましょ

気軽に下記フリーダイヤルへお電

などが挙げられます

長男だからという理由で遺産を渡そうと

繋がった子供なのか不

隠し子の存在が発覚したが、

15

ンサルタントに こ相談下さい

きないよう事前のご相 談費用が心配…だと思います。 書士に相談するのも勇気がいる・・・、 ご相談下さい。 サルタントなら無料相談・無 立場で問題解決へのアドバイスをさ のプロである名泗コンサルタントに 不動産に関する問題は、 お一人お一人に寄り添い、 なことでも構いませ いきなり弁護士や司 また、 談も承ります 不動產問題 やはり不 第三 名 料 查定 泗 相

めいし 120-56-0 OO

でストレスがのしかかり負担が多くな

間ば

かりが経過し管理面・税金問

ることも少なくはありません

松阪市小野江町716番地2 TEL 0598-56-9363 FAX 0598-56-9368 本社 三重県四日市市久保田一丁目5番41号 TEL059-352-7100